

令和3年10月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年10月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
18番	鳥越 文生 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

江上 哲夫 委員 黒岩 純 委員 後藤 靖子 委員 田中 修二 委員
田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 富安 辰行 委員 中村 裕 委員
柳 壽祥 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 おはようございます。10月の総会に当たりまして御報告をいたします。
本日は、現委員数24名のうち15名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。
それでは、会長よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。大変、時期的にお忙しい中に御出席を頂きましてありがとうございます。
先般も代表者会で御協議をさせていただきました。特にコロナの関係で半減して開催をしてきたところでもありますけれども、来月からはできれば全員参加の下で総会を開催したいと思っていますので、皆さんの御協力をお願いいたします。
それでは、ただいまから10月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
審議番号15番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、審議番号15番とそれ以外を分けて審査することとし、審議番号15番は第4号議案と一括して議題といたします。
それでは、第1号議案のうち審議番号15番を除く議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から、5ページ、11番までの11件です。西部地域、12番から、6ページ、14番までの3件です。
以上、審議番号1番から14番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案のうち、審議番号15番を除く議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号15番を除く議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
8ページをお願いいたします。
西部地域、2番、1件です。
なお、8ページ、審議番号2番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となります。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質問に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。また、審議番号2番は許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
変更内容は、一時転用の期間終期が令和3年10月31日までだったものを令和6年1月10日までに変更するものです。こちらにつきましては平成31年1月11日付で5条許可が出されたものです。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第1号議案の審議番号15番並びに第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条規定による許可申請について、農地の区分地上権設定の許可申請が提出されたので付議いたします。
6ページをお願いいたします。

区分地上権設定、東部地域15番、1件です。こちらの案件につきましては第4号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

以上、審議番号15番の審議案件につきましては、農地法第3条第1項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から、11ページ、7番までの7件です。

12ページをお願いいたします。

西部地域、8番から、15ページ、22番までの15件です。

なお、10ページ、審議番号3番につきましては県農業会議の意見聴取案件となっております。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 4号議案の3番と1号議案の15番の営農型太陽光発電設置ですけども、これは太陽光の下にクローバーや、ハウレンソウなどを播種するということですよ。

事 務 局 3番の案件につきましては、営農型発電設備の下はハランという植物を栽培するということで、平成27年に1回目の申請が出されて、平成30年に引き続いて2回目の更新の許可申請です。

委 員 今後こういうのが増えていくのであれば、最初の許可の時点、あるいは更新する時点でのいろんな条件を明確にして、これは、おかしいと思ったらすぐに許可を取り下げる、あるいは本当に太陽光発電の下で栽培できるものであれば、例えば遊休農地の下でそういう野菜などを作るという形を取れば遊休農地の解消にもなるわけですから、それはいいと思いますが、本当に計画どおりにその太陽光発電の施設の下で、ちゃんとその農産物が作られているかどうかしっかり見届けていかないといけないと思い、発言させていただきました。以上です。

事務局 ありがとうございます。今のは御質問というより、今後の審査体制をきちんとやっていこうという御意見でよろしいですか。

委員 そうですね、太陽光の下がどうなっているのか聞きたかったので、大丈夫です。

事務局 ありがとうございます。営農型太陽光発電設備は、毎年収穫時の報告をいただいて、そこで確認していますが、この営農型太陽光発電設備に関しては、今、委員がおっしゃられたように、そういった御心配があるということで、収穫前に農業委員、推進委員、事務局で、現地で立ち会って、生育状況を確認した上で、その報告書と相違がないかというのを確認するという条件を付して、審査を進めていただいたというところなんです。特にここは注視して確認をし、天候条件に左右されないような不作付けが見受けられた場合は指導をし、さらに基準を満たさないのであれば、一時転用の取消といいますか撤去するような指導まで最終的には行きつくのかなと考えているところです。

議長 転用者は報告する義務がありますので、その中で審議をしているということで御理解頂きたいと思います。報告内容によっては、転用許可を取り消す可能性があるということなんです。

委員 坪刈りして何kgの収穫があったという報告書は毎年上がっており、確かに現場の写真も出されています。ただ、実際に現場を見た時期が、管理はしてありましたが、レンゲが生えてない時期だったので、時期的に3月、4月に毎年見に行つて現場を確認したほうがいいと思います。

委員 その太陽光の下は陰になりますよね。それでレンゲができるんですか。

事務局 報告書もできている形になっているんですけど、今言った話のような話ができるため、委員がおっしゃられたように、今度からは書面だけの確認ではなく、収穫前に立ち合い、生育状況を確認するという条件を付すということで、審査会、代表者会議、総会に上げさせていただくというところで進行していました。この**の分は、実際に生育を確認できていますので、条件を付さず、**の分は、確認していくとい

う、より厳しい条件をつけています。

議 長 レンゲについては久留米だけではなく、他市町村でもあるので、審査する時期をいつ頃にしたいほうが確認して、農業委員、最適化推進委員の確認を頂くようにしておかないといけないと思います。

事務局 その報告書の妥当性を、収穫前にきちんと皆さんの目で立ち会って確認しようというより厳しい条件を今回つけさせていただいていますので、確認できなければ、許可要件に該当しないということで、作物の転換、もしくは撤去ですとか、そういうところまで行くのかなとは思いますが。

議 長 営農型太陽光というのは、太陽光パネルをつけて、その下に作物を作り、収穫量がどのくらい上がるかということを確認して、許可をし、毎年報告をしていただいております。

委 員 営農型太陽光というのは無理があると思います。2m弱ぐらいの高さの太陽光発電の下で営農するというのは難しい。国はどのような基準になっているんですか。高さとかに制限があって、いわゆる営農型という言葉だけで農地利用にするつもりですか。確実に営農できるように、3mとか4mとかの高さにするというのは分かるんですけども、低いなら農作業はできんですよ。営農型という文言自体が独り歩きした感じ。前回の審査会のときに指摘したんですが、方向性だけは、きちんと出していたいただきたいと思います。

議 長 営農型についてちょっと説明をしてください。観点が違ってきているような。営農型も基準が決まっておるわけですから。

事務局 農業委員会ではなく、農水省が定めた基準に従っているんですけど、基本的に、高さは2m以上で、その下で扱う農機具とかに支障がないような高さで設置するという基準はあります。あとはどうしても日陰にはなりますので、その中でもきちんと生育できる作物を選んで作るとなっています。ただ絶対その作物を作り続けられないわけでもなくて、難しいのであれば、作物の転換等も認められています。判断も難しいですが、全く不作付で管理もしない、作付しているけれども撒きっぱ

なしで管理していないとか、そういう管理が届いていないようなときには、きちんと指導をして、一時転用ですので、その期間が終了した際に、またその期間の途中でも是正を求めることができますので、それできちんと見ていくしかないのかなと思っています。

あと、遊休農地を、営農型太陽光に利用する場合は、その下の作付がきちんと管理されていれば、8割収量が上がらなくてもいいという基準も新たに出てきていますので、今後増える可能性はあります。下の農地をほったらかしにせず、きちんと管理をしているかどうかというところが一番ポイントになってきますので、この**の分は、そういう報告書と実際の下の内容が疑わしいということがあるのであれば、今回きちんと生育が確認できる時期に立会い、現地で立ち会って確認しようとなっていて、**のところも毎年立ち会って確認するようにしていますので、ものによっては、今後新たに受付した分も、報告書だけじゃなくて事務局と委員さんと一緒に確認するということが基準になってくるかなとは思っています。

委 員 遊休農地で営農型太陽光をするというのは口をはさむ余地はないです。ただ、青地などで営農型というのが広まるというのはどうかと。だから、将来的にも選別するような方向性を設けては。

事務局 実際、今3か所しか行われていないですので、どこまで入ってこようとしてあるかというのは、把握していないんですけど。

委 員 先般から遊休農地の調査をしてきたわけですよ。遊休農地で本当にしづらいようなところは、営農型発電を持って行って、下で有効な作物であれば作っていいと思うんです。今後、農業をしやすい農地というのをしっかり確保して農家へ提供していかなければいけないと思うんですけども、農業をしやすい圃場で営農型太陽光発電をするというのは、おかしいんです。さっき言われたとおり、遊休農地の下で、本当に農作物もできて、それがお金になって収入として上がってくるのであれば、それは我々農業委員としてもどんどん押していくべきだと思うんです。現実には遊休農地自体はどんどん増えていっているというのを感じますから。だから頭から否定しているのではなくて、ちょっと厳しくして、1回許可を出しているんで許可を取り下げるといえるのは言いにくいですけども、やっぱり駄目なものは駄目、いいものはいいで進めていきましょうという毅然とした対応が要るんじゃないかな。

議長 それは当然許可するときにはいろいろ審議します。農業会議所にも諮問をします。そういうような形でやって、実際はその8割収量があればいいという話をしておったんですけど、それがなされていないということであれば、今度の申請についても、久留米市農業委員会としてもやっぱりもうちょっと厳しく審議していかないといけないなと思うわけです。

私も県の会議に出て審議してきましたけど、徹底的にどのくらい収量上がるのか確認を取って許可をしてきました。その形があやふやになってきているようにも感じますので、もうちょっと厳しく審査、指導していくということを努めていかないといけないと感じます。なので、そのレンゲの案件についても、もうちょっと審査の上で十分検討して、状況によっては、違う品種を選んでもらうというようなことをやっていかなければならないと強く思っていますので、今後検討させてください。十分に確認をして基準にきちんと該当するかどうかを確認させていただこうと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 最後に**委員がおっしゃられた、法的に整備された要件を満たす中で、優良農地に設置することを制限できるかどうかについては即答が今できませんので、調べさせていただいていいですか。何かしら要綱なり何なり法的に、そういう場所だと設置できないと制限するような形をとれるのかというところになってくるかと思えますので、そこは今の段階では分からないので、事例も含めて確認させていただければと思います。

委員 それは法的には農用地に隣接する農地だけ可能なのでは。

事務局 農用地でも設置できます。営農型太陽光については国の通知で、基準もきちっと決まっておりますし、それで審査して、先ほど言われたような収穫のこともずっと聞きながら、いろんな情報等を持ってきていただいて、これだけ収穫できますとか、そこら辺の審査をしながらやっております。先ほど言われたように県のほうの農業会議にも諮ります。きちっとそこで説明をして許可を受けています。基本的にそういうふうに基準にきちっと合っているものについては、書類審査は通りますので、そこをきちんと今後見ていきたいと思えます。先ほど言ったのは、事務局でそういう法律や通知の制度をもう一回確認をしますということです。以上です。

議長 初めに営農型が出たときに、本当に採算が取れるのか私は質問したんです。それを確認して許可をしないといけないと県の会議の中でも言ってきました。曖昧な収量で、きちんと確認をしていないということになると、これは問題だと思います。ですから、きちんと報告をしていただいて、きちんと審査をしていくということを今後していきたいと思います。

委員 今言われた中において、私たち農業者が、日陰でそういう作物が取れるかという問題が一つあるんです。取れたとしても、それを売って金になるのかと。農水省で営農型太陽光を進められていると思いますけれども、現実問題として日陰で育った作物を買う人がいるんですかという問題が一つある。

もう一点は罰則規定です。私たちは、こういう計画を立てられた中で審査して許可をするんですよね。その計画を守れなかったのであれば、罰則規定も当然あっていいと思うんですけれども。罰則がなければ、どうするのですか。罰則ってあるんですか。

議長 罰則規定というのは、私はないと思うんです。申請を出されて、その申請された収穫量が、8割までは取れるようにしないと駄目ですという確認をしていく。幾ら取れるとかいうのも品種や作物によって違いますから。

委員 太陽光の製品としての耐用年数は18年ぐらいでしょう。そうすると18年過ぎたら、あとの処理をどうするかという問題がある。多分放置されるでしょう。農業というのは代々続いていくものが農業であって、途中で止まるようなものが農業とは私は到底考えることはできないと思います。耐用年数が切れた後に、更新ということがされるのか。農業というのは代々続いていくものであって、先祖代々未来に向かって進めていくことです。

議長 太陽光が20年したら産業廃棄物になるんじゃないかというのも、農業会議所では検討させていただきました。そういう形になるということを、私は強調しました。放置されたら大変です。放置されないよう撤去まで指導をしてくださいというのを農業会議所からは多分出しているんです。現場はどんなふうになっているか分かんけども、産業廃棄物になる可能性があるから、農地に太陽光を設置することがいい

ことではない。放置された後に農地として使えなくなることを農業委員みんなが心配していると思います。ですけども、経営者側は申請されますので、許可をしてきておるといふ状況です。そういった撤去というところまで、もう十分に検討をお願いしてきております。

委員 設置されている太陽光発電について、個人の意見を言っておりますけど、客観的には、この営農型太陽光発電が始まって、10年近くなりますから、現場の実態調査をして、良好な利用例を調べ、そういう施設が今後は設置されるように、今後そういうグレーな太陽光発電設備が設置されないように、現地の実態をよく把握した上で、県の農業会議を通じて、国にこの要綱、要領を見直すように求めていったらいいと思います。

議長 やっぱり最終的には20年したら産業廃棄物になるというのを誰でも感じておるわけです。ですから、その辺を十分検討して、県のほうと話をして、やっぱりこの要領、要綱などを見直していかないといけないと私は思います。

委員 市町村によって審査の仕方に違いが出始めたりしよるでしょう。そうすると、ここは要綱を改正したほうがいいと思います。

委員 本当は、あるべき姿として、営農型太陽光発電をしたいという意思があるなら、地元の農業委員会や、各支所の農業委員会で形を話した上で整えてほしい。いきなり申請を出されたら拒否できる人いないと思います。だから、先に地元の農業委員会に相談をするという形があるべき姿だと思うわけです。

議長 この問題は、制度を皆さん方に説明をして、質問を受けるというような形をさせていただこうと思います。制度が分からずに、自分の意見だけですから、今このようになってきておりますけど、まずは制度を理解してもらわないと。その制度に基づいて、我々が審査をするということですから、その辺をもう一回勉強しましょう。いつか機会があれば、久留米市農業委員会の中で勉強していきたいと考えます。ほかに質疑、質問ありませんか。

「なしの声」

議 長 質問がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては第1号議案、審議番号15番と第4号議案に分けて採決いたします。
それでは、1号議案、審議番号15番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号15番は可決されました。続きまして、4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。また、審議番号3番は許可相当として県農業会議と意見聴取をいたします。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議します。
審議番号1番の1件です。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 大川市の方が久留米市の圃場の適正化あっせん事業の候補者名簿に登録されるということですか。

議 長 そうです。ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決をされました。続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

第6号議案、審議番号2番は農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、6号議案は審議番号2番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、第6号議案、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第2区、2番の1件です。審議番号2番の案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条3項の各号の要件を満たしていると考えられます。

以上で、説明終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案、審議番号2番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案、審議番号2番は可決されました。

第6号議案、審議番号2番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

**委員に御報告をいたします。第6号議案、審議番号2番は可決されました。続きまして、審議番号2番を除く第6号議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議 長 17ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番の1件です。第2区、3番の1件です。第3区、4番から18ページの7番までの4件です。

18ページをお願いいたします。第4区、8番の1件です。

以上、審議番号1番から2番を除く8番までの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑があれば、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号2番を除く第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号2番を除く第6号議案は可決さ

れました。よって、第6号議案について、久留米市市長宛てで通知いたします。
続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について、
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を省略
いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。今総会におきまして議決されました案件で条項・字
句・数字その他の変更の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任
されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の
整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10
条第2項の規定により、4番、内田正隆委員、18番、鳥越文生委員をお願いをいた
します。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。